

第7期介護保険事業計画策定

30年度から介護保険料が改定に

第7期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者（65歳以上）の保険料が変わりました。

◎保険料は9段階

保険料は、第6期と同じく所得に応じて9段階に分けられます。

◎基準月額を改定

第1号被保険者の介護保険料の基準月額が5千円から5377円に改定されました。本町でも年々高齢化が進み、昨年10月現在の高齢化率は37%、後期高齢化率は19%を超えました。これに伴い、介護を必要とする方も増え、介護サービスの需要も増加傾向にあります。また、介護報酬平均0.5ポイントの引き上げや、第1号被保険者の介護給付費負担割合が22%から23%へ改定されたことも、今回の見直しを行う理由

となりました。厳しい経済事情が続く中で、料金改定で、皆さんにご負担をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

◎所得に応じた負担割合

介護サービス利用者負担割合が2割（合計所得額280万円以上）の人のうち、合計所得額が単身世帯で340万円以上、第1号被保険者が2人以上の世帯で463万円以上の場合、8月からの介護サービス利用者負担割合は3割となります。ただし、負担額には月額上限が設けられており、対象者全員が1.5倍となるわけではありません。

◎低所得者への軽減制度

町では、収入が一定以下の方を対象に、保険料の軽減を行っています。対象となるのは住民税非課税世帯にあって、一定の条件を満たしている人です（下表2）。保険料の減額を受けるためには本人の申請が必要となりますので、対象となる方は手続きをお願いします。

◆問い合わせ

町長寿福祉課介護保険係（☎82-3111内線135）へどうぞ。

◆表1 保険料の段階と金額（年額）の改正内容

段階	第6期 (平成27~29年度)	第7期 (平成30~32年度)	対象者
第1段階	27,000円 (基準額×0.45)	29,000円 (基準額×0.45)	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と他の所得額の合計が80万円以下の人
第2段階	45,000円 (基準額×0.75)	48,400円 (基準額×0.75)	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と他の所得額の合計が80万円を超え120万円以下の人
第3段階	45,000円 (基準額×0.75)	48,400円 (基準額×0.75)	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と他の所得額の合計が120万円を超える人
第4段階	54,000円 (基準額×0.9)	58,100円 (基準額×0.9)	世帯員の誰かが住民税課税で、本人は非課税で前年の課税年金収入額と他の所得額の合計が80万円以下の人
第5段階	60,000円 (基準額)	64,500円 (基準額)	世帯員の誰かが住民税課税で、本人は非課税で前年の課税年金収入額と他の所得額の合計が80万円を超える人
第6段階	72,000円 (基準額×1.2)	77,400円 (基準額×1.2)	本人が住民税課税で、前年の合計所得額が120万円未満の人
第7段階	78,000円 (基準額×1.3)	83,900円 (基準額×1.3)	本人が住民税課税で、前年の合計所得額が120万円以上200万円未満の人
第8段階	90,000円 (基準額×1.5)	96,800円 (基準額×1.5)	本人が住民税課税で、前年の合計所得額が200万円以上300万円未満の人
第9段階	102,000円 (基準額×1.7)	109,700円 (基準額×1.7)	本人が住民税課税で、前年の合計所得額が300万円以上の人

◆表2 介護保険料軽減制度の概要

軽減の対象となる人	軽減の内容
1 保険料新第1段階のうち、老齢福祉年金受給者 2 保険料新第1段階のうち、老齢福祉年金以下の収入で、次の4つの要件を全て満たし、生活保護を受けていない人▶①世帯全員が住民税非課税▶②世帯の年間収入が120万円以下（3人目から一人につき40万円を加算）▶③住民税課税者に扶養されていない▶④世帯の預貯金が100万円以下であるなど、一定以上の資産を所有していない 3 保険料が新第2段階で、上記2の①~④の要件を全て満たす人	本来納めるべき保険料から、基準額（64,500円）の1/4相当を軽減